

第二百九号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都江東児童相談所の項中「江東区 江戸川区」を「江東区」に改め、同表東京都世田谷児童相談所の項を削り、同表東京都北児童相談所の項中「北区 荒川区 板橋区」を「北区 板橋区」に改め、同表東京都多摩児童相談所の項中「調布市 多摩市」を「調布市 狛江市 多摩市」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表東京都北児童相談所の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第七十七号）の施行等に伴い、世田谷区、荒川区及び江戸川区が行うこととする事務について、規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。